

安芸市教育委員会事務局 障がい者活躍推進計画

機関名	安芸市教育委員会事務局
任命権者	安芸市教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
安芸市における障害者雇用に関する課題	安芸市教育委員会においては、常時勤務する職員が42人未満であり、法定雇用率の対象外となっているが、令和元年6月1日時点での雇用率は達成している。 引き続き採用した職員が自身の能力を十分に発揮できるように体制整備等を行う必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	○職員の採用にあたっては、障がい者を差別することなく能力本位の選考を行う。また、障害者雇用の不足数0を維持する。 ○障がい者の採用選考にあたっては障がい特性に配慮した選考を行う。
② 定着に関する目標	他機関の定着に関する事例の収集検討を行う。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には適正に選任する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	障がい者の雇用に備え、他機関の事例の収集検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備	職員に対して障害者雇用の理解を深めるためのパンフレット等を配布する。
4. その他	国等による障害者就労施設等から物品の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて障がい者の活躍の場の拡大を推進する。